

高齡者支援課

1. 有料老人ホーム制度の見直しについて

(1) 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化について

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)

今般、老人福祉法に基づく有料老人ホーム制度の見直し事項を含めた、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が5月26日に成立し、6月2日に公布された。有料老人ホームについては、都道府県等による指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るため、有料老人ホームの入居者保護のための以下の施策の強化を図ることとする。ついては、都道府県等におかれても、今後制度が円滑に運用されるよう、有料老人ホームの事業者に対して周知等をされたい。

【老人福祉法改正による有料老人ホームの見直し事項】

※政令及び厚生労働省令については、今後定める予定。

① 事業停止命令の創設

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。(従来は、改善命令を規定。)

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条

(新設)14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。【平成30年4月1日施行】

② 前払金保全措置の義務の対象拡大

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。(従来は、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっていたため、今回の改正によって義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から3年後からの適用とする。)

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第17条

(新設)3 老人福祉法第29条第7項の規定は、同条第1項に規定する有料老人ホーム(施行日の前日までに旧老人福祉法第29条第1項の届出がされたものその他の前項に規定する厚生労働省令で定めるものに限る。)に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行の日から起算して3年を経過した日以後に入居した者に係る前払金について適用する。【平成33年4月1日から適用】

※下線部は、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホーム、平成18年3月31日以前に事業を開始したものであつて平成17年の老人福祉法改正(有料老人ホームの定義の見直し)により有料老人ホームに該当したもの

- ③ 事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条

（新設）17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第14項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

【平成30年4月1日施行】

- ④ 入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等（※）について都道府県等への報告を義務付けるとともに、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表（※）の公表を義務付ける。

（※）施設概要、利用料金、サービス内容、前払金の保全措置（前払金を受領する場合）等の予定

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条

（新設）9 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。【平成30年4月1日施行】

（新設）10 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。【平成30年4月1日施行】

なお、老人福祉法に基づく「届出」がなくても、有料老人ホームの要件に該当する施設（未届の有料老人ホーム）も、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用され、指導監督の対象となっている。については、上記の見直し事項についても、未届の有料老人ホームにも適用されることに留意されたい。

（2）未届の有料老人ホームへの対策等について

未届の有料老人ホームについては、毎年都道府県等に対して把握調査を実施しており、3月21日に公表した平成28年度調査結果（平成28年6月30日時点）では、

未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。）の数は1,207件、届出された有料老人ホームの数は11,739件となっている。引き続き、介護保険部局等の関係部局や市区町村の地域包括支援センター等と連携し、有料老人ホームの把握や届出促進に向けた取組みを徹底し、適切な指導監督を実施していただくよう、お願いする。なお、平成29年度においても、本年6月30日時点の状況について調査を行う予定としている。

また昨年9月に、総務省から厚生労働省に対して、都道府県等に、未届の有料老人ホーム対策強化をはじめとした有料老人ホームに対する指導監督の徹底を要請すること等の勧告がなされた。（有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（平成28年9月16日））

これに関連して、平成28年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）において、以下の調査を実施している。勧告等も踏まえて取りまとめられているため、適宜活用いただきたい。

○未届の有料老人ホームの実態に関する調査研究事業
（一般社団法人高齢者住宅財団）

（参考）一般社団法人 高齢者住宅財団 ホームページ

【報告書】

http://www.koujuuzai.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/05/h28_jigyos3.pdf

○高齢者向け住まいにおける事故予防及び虐待予防の対応方策に関する調査研究事業（株式会社アルテップ）

（参考）株式会社 アルテップ ホームページ

【報告書】

http://www.artep.co.jp/artHP/wp-content/uploads/2017/05/h28_roukenjigyo_report.pdf

○有料老人ホームにおける情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業

（公益社団法人全国有料老人ホーム協会）

（参考）公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 ホームページ

【報告書】

http://www.yurokyo.or.jp/investigate/pdf/report_h28_02.pdf

「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」
(勧告日：平成28年9月16日 勧告先：厚生労働省) ※以下抜粋。

1. 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

厚生労働省は、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設の把握及び届出を効果的に促進するため、次の措置を講ずる必要がある。

- 都道府県等における未届施設の把握方法を具体的に把握し、効果的な方法について分析し、都道府県等に情報提供すること。
- 都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断が困難な事例等を把握し、判断に当たっての考え方を整理し、都道府県等に情報提供すること。
- 有料老人ホームの疑いのある施設について、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、都道府県等による有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討すること。

2. 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

厚生労働省は、施設入居者の保護を図るとともに、事故等の再発防止を促進する観点から、届出施設に対する指導監督をより効率的かつ効果的に実施できるように、次の措置を講ずる必要がある。

- 関係行政機関の協力を得て収集した事故情報等を分析し、事故等の再発防止に資する情報を都道府県等に提供すること。
- 都道府県等による指導監督を補完するものとして、評価における第三者性の担保方策にも留意しつつ、i) サービスの質等に係る評価の仕組み、ii) 評価結果の活用について検討すること。

「有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化」（老人福祉法の一部改正）

見直しの方向性

- 有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図る。

見直し内容

【事業停止命令の創設】

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。（現行では、改善命令を規定。）

【前払金保全措置の義務の対象拡大】

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。（現行では、平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっているため、義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から3年後からの適用とする。）

（その他）

- 事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。
- 入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等（※）について都道府県等への報告を義務付けるとともに、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表（※）の公表を義務付ける。
（※）施設概要、利用料金、サービス内容、前払金の保全措置（前払金を受領する場合）等

「介護保険制度の見直しに関する意見」 有料老人ホームの入居者保護の充実等

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日）抜粋

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(4) 安心して暮らすための環境の整備（有料老人ホームの入居者保護の充実等）

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、適切な住まいが確保されることが必要であり、有料老人ホームもその選択肢の1つである。この有料老人ホームについては、老人福祉法上、都道府県等に対する届出が義務づけられているが、未届の有料老人ホームの増加が課題となっているほか、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められている。
- また、有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によるところが大きいことから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。
- このような状況を踏まえ、有料老人ホームについては、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産のおそれがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援の措置、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当である。

2. 特別養護老人ホームの入所申込者の状況及び特例入所の運用について

特別養護老人ホームの入所申込者の状況の調査については、昨年度、地方公共団体の皆様にご協力いただき、本年3月に結果を公表したところ。

特養については、介護の必要性がより高い中重度の要介護者を支える機能を重視する観点から、平成27年4月より、新規に入所する者を原則要介護3～5の者に限ることとする制度改正を行った。今回の調査では、この新制度下での入所対象者数に該当する申込者の数を集計し、とりまとめたところ。また、特別養護老人ホームの入所申込者は、複数の施設に申込みを行うことがあることから、本調査では、こうした重複申込等の排除を従来よりも徹底し、入所申込者の実数により近づけている。

この結果、特養の要介護3～5の入所申込者の数は、全体で29.5万人、うち在宅の方は12.3万人となった。

要介護1又は2で居宅での生活が困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者については、新制度下での特例入所の対象となった。しかしながら、地方自治体によっては、調査時点では、特例入所対象者の数を把握できていない場合があることから、本調査では要介護1又は2は、必ずしも正確な数字となっていない。なお、この点に留意しつつ、こうした者の数を集計すると7.1万人となった。

こうした結果を踏まえ、特養への入所を希望する方が適切なサービスを受けられるよう、引き続き、在宅・施設サービスの確保に努めていただきたい。

また、この特例入所については、特養の入所者の重点化と併せて、その取扱いについて、指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成26年老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示してきたところであるが、平成29年3月に、これをより具体化する改正を行った。

具体的には、要介護1・2の方の入所申込みについて、申込者側の意向を最大限尊重する趣旨から、

- ・入所申込みの書類に、特例入所の要件を具体的に記載すること。その内容を申込者側に丁寧に説明し、特例入所への該当に関する申込者側の考えを記載していただくこと
- ・申込者側から特例入所要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこと

を明確化したところ。

こうした特例入所者に関する情報の把握については、施設側だけでなく、市区町村においても情報の把握に努めることとし、施設の入所判定に資する情報提供や情報共有を行う体制を整えることが望ましい。特に虐待疑い等について、市町村が情報を把握し、施設への入所について総合的に判断できるよう努めていただきたい。

これらの趣旨を踏まえ、特養への入所が必要な方が入所できるよう、適切な入所の運用に努めていただきたい。

ただし、同通知の特例入所指針の記載に関わらず、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所については、この手続きによらず、入所することが可能である。このため、虐待からの保護以外にも養護者の負担軽減の支援が必要な場合等においても、措置入所が可能である旨、ご了知いただき、適切に対処いただきたい。

3. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 福祉用具貸与の見直しについて（別紙資料1）

昨年 12 月 9 日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、福祉用具の給付のあり方について、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記された。

具体的には、適切な貸与価格を確保する等の観点から、

- ・ 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である
- ・ 貸与価格に一定の上限を設けることが適当である

等といった内容が盛り込まれた。

また、平成 29 年度予算の編成過程において、貸与価格の上限については「全国平均貸与価格＋1 標準偏差」とすることとされたほか、その施行日については平成 30 年 10 月となった。

さらに、去る 6 月 21 日には、社会保障審議会介護給付費分科会においても議論が始まったところである。

これらを踏まえ、現在、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等とも連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めているところであるが、今後、保険者、福祉用具貸与事業者等において、必要に応じてシステム改修等も生じ得ることから、下記のとおり、現時点で想定される貸与価格を把握するための見直し内容及びスケジュールについて、あらかじめお知らせする。

なお、本見直し内容及びスケジュールは現時点で想定されるものであり、今後の検討により変更が生じ得ることを申し添える。

ア 貸与価格の全国的な状況を把握するための見直し内容

利用者が適切に福祉用具を選択できるようにするためには、それぞれの商品の仕様や機能と併せて貸与価格の情報が提供されることが望ましい。

現行において、介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書に T A I S コード、J A N コード又はローマ字で商品コード等の記載をいただいているところであるが、今後、効果的かつ効率的に貸与価格の全国的な状況を把握するため、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていない T A I S コード以外の記載についても、「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードとすることを検討している。

T A I S コードを有していない商品に対するコードの付与等については、本年度の老人保健健康増進等事業（公益財団法人テクノエイド協会）を活用して行うことを予定しており、詳細については別途お知らせするが、各都道府県等におかれては、本見直し内容について御理解いただくとともに、管内の保険者、福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

なお、現行の介護給付費明細書の記載に関しても、T A I S コード等が正確に記載されていない、複数の福祉用具を一つにまとめて記載されているといった事例が指摘されているため、

- ・ T A I S コード等について、誤りなく正確に記載いただく
- ・ 同一商品を含め、複数の福祉用具を請求する場合も、一つ一つ分けて記載いただく

といった点に改めてご留意いただくとともに、介護給付費請求書等の適切な記載について徹底いただくようお願いする。

具体的な記載方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）等を参照されたい。（上記見直し内容を踏まえて

今後改正予定)

イ 想定されるスケジュール

現時点で想定されるスケジュールは次のとおりである。

・ 平成 29 年 7 月～ 9 月頃

「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードの付与

・ 平成 29 年 10 月頃

介護給付費明細書に「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードを記載

・ 平成 30 年春～夏頃

全国平均貸与価格・上限価格の公表

・ 平成 30 年 10 月

施行

② その他適正化に向けた取組について

福祉用具の保険給付の適正化に向けては、

- ・ 平成 21 年 8 月より、保険者が国保連合会の介護給付費データを活用し、同一製品の貸与価格幅等が記載された介護給付費通知を発出することを可能としたほか、
- ・ 平成 26 年 3 月より、公益財団法人テクノエイド協会が国保連合会から種目別の全国平均価格と全国最頻価格（実勢値）の提供を受け、製品情報と合わせてホームページ上で公開する

といった取組を行っているところである。

また、一部の自治体においては、独自に貸与価格を公表するなどの取組を行っている。

各都道府県等におかれては、引き続き、これらの適正化に向けた取組が積極的に行われるよう、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

(2) 住宅改修の見直しについて（別紙資料2）

昨年12月9日付けで、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、住宅改修の給付のあり方についても、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として盛り込まれた。住宅改修については、工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。

このため、今般の見直しにおいて、

- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す
- ・ 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者に説明する
- ・ 建築の専門職や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開する

といった取組を進めることとしている。

厚生労働省においては、本年度、老人保健健康増進等事業を活用し、実際の好事例の把握・整理等を行うこととしているので、各都道府県等におかれては、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。
- この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。
- このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。
- また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。
- さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。
具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとするのが適当である。
- また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。
- このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。
また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。
さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

福祉用具貸与の見直し

見直しの方向性

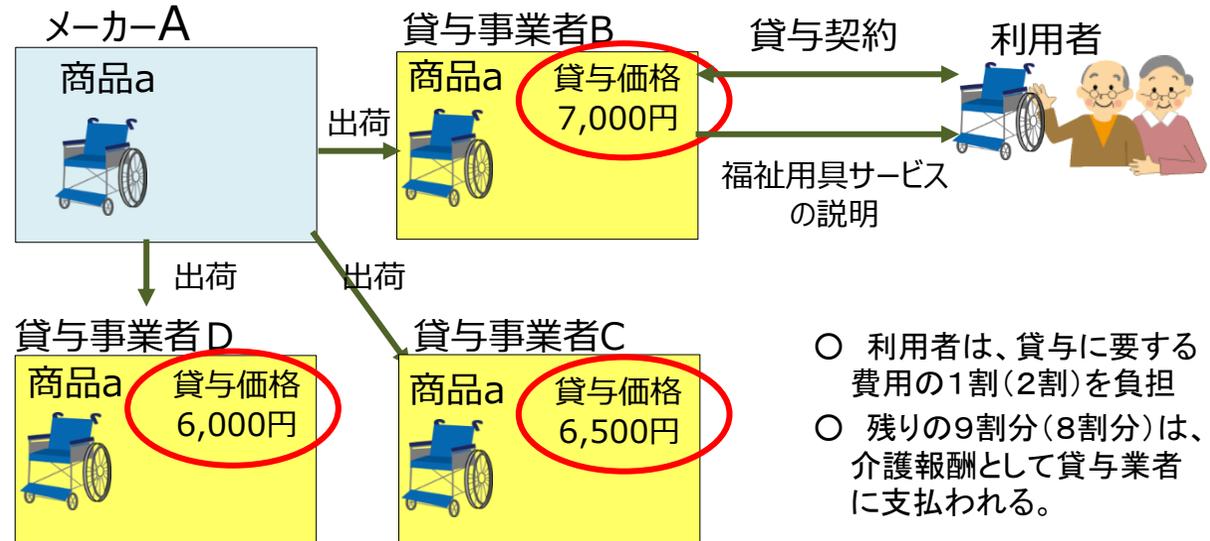
徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。

【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品（例：メーカーAの車いすa）でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など

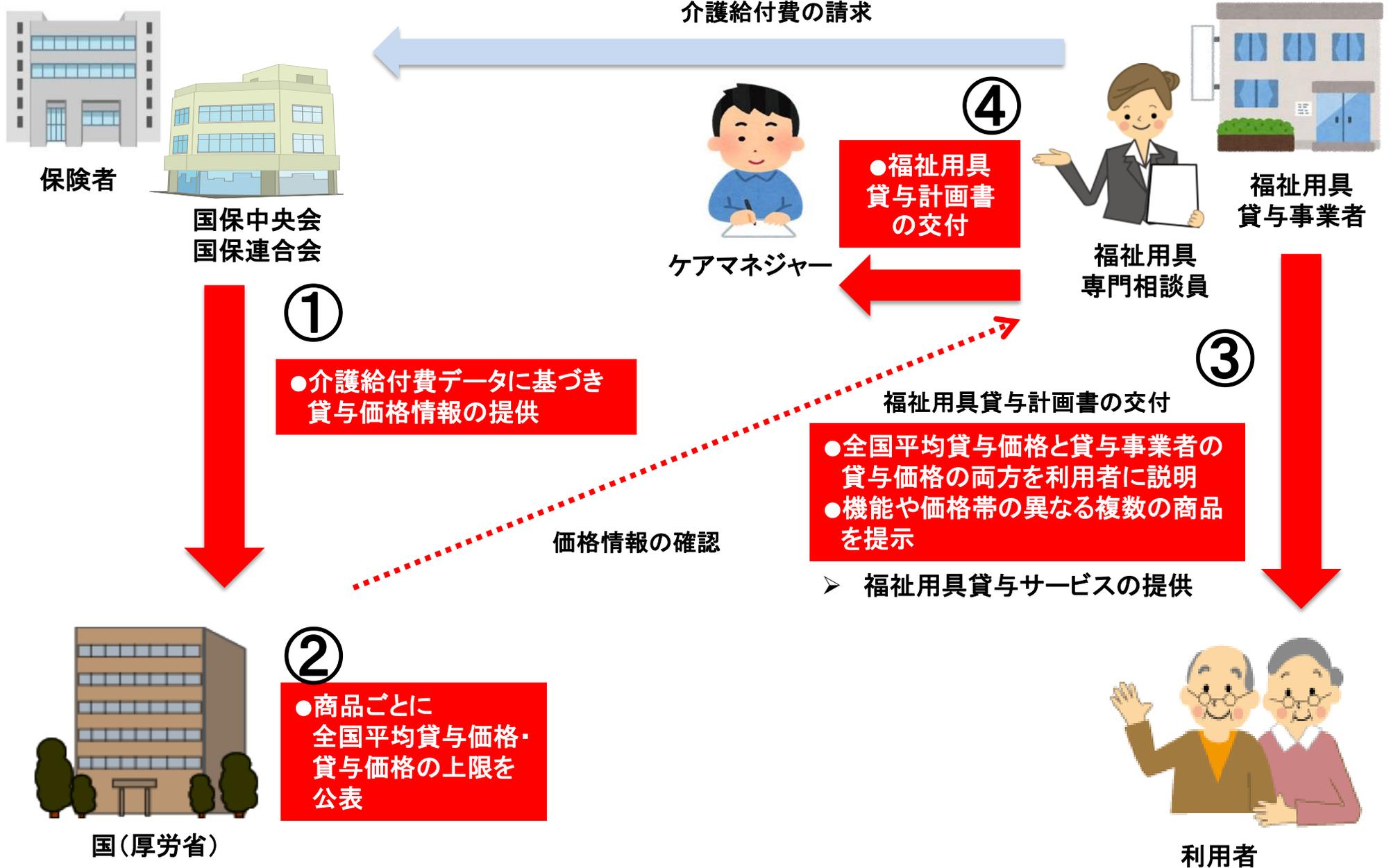


見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定

※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

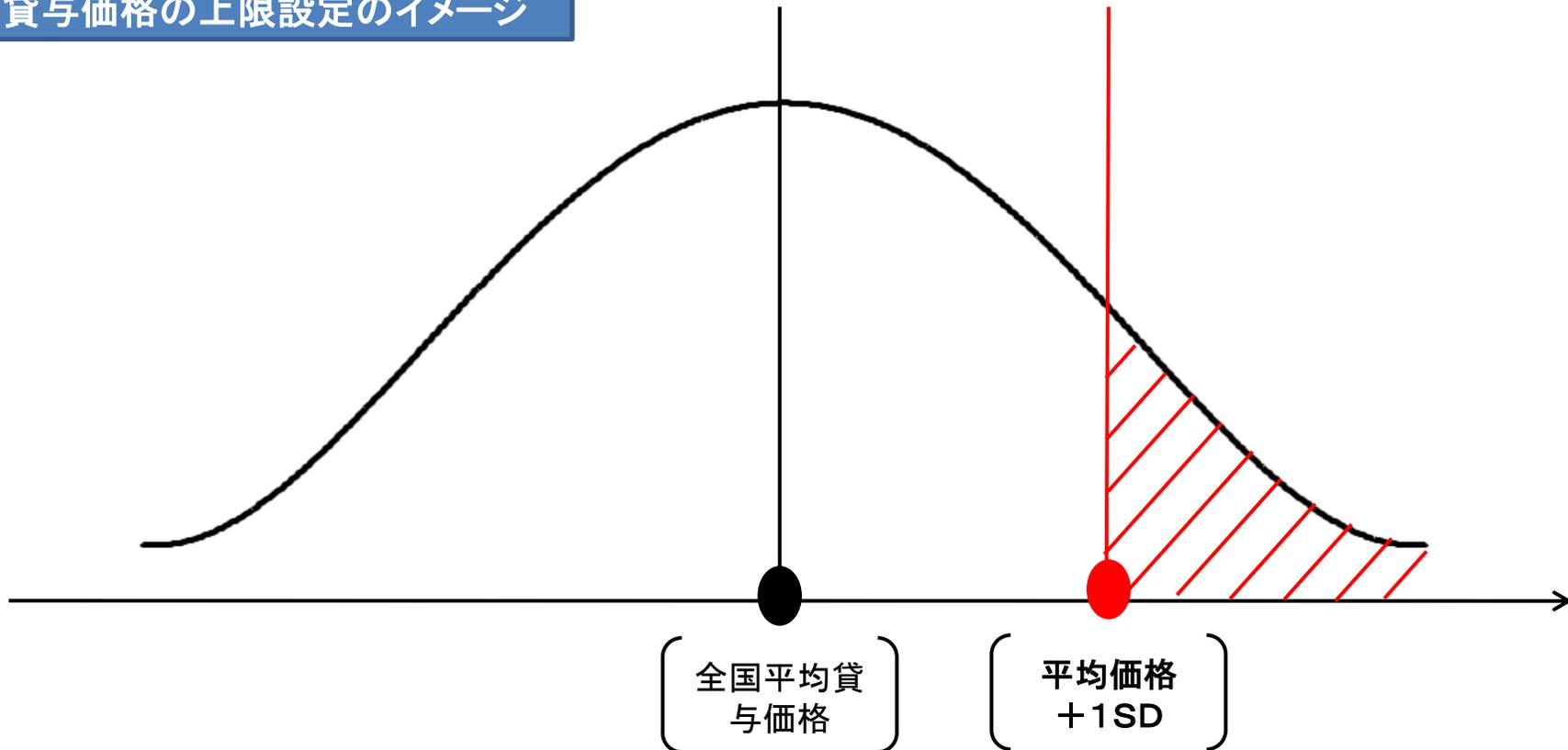
福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）



福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
 - 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは
交通費に相当する額を別途加算

II 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【住宅改修】

- 住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っているが、価格の設定は住宅改修を行う事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。
- このような状況を踏まえ、住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、以下の取り組みを進めるのが適当である。
 - ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す。
 - ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する。
- また、建築の専門職や理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を、国が広く紹介することを通じて、これらの取り組みを全国的に広げていくことが適当である。
- このほか、住宅改修事業者の登録制度の導入を求める意見があった一方で、市町村の判断に委ねるべきとの意見があった。また、複数事業者からの見積りについて一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見があった。利用者負担については、所得や資産に応じた限度額設定や利用者の負担増を求める意見があった一方で、現行制度維持を求める意見があった。

住宅改修の見直し

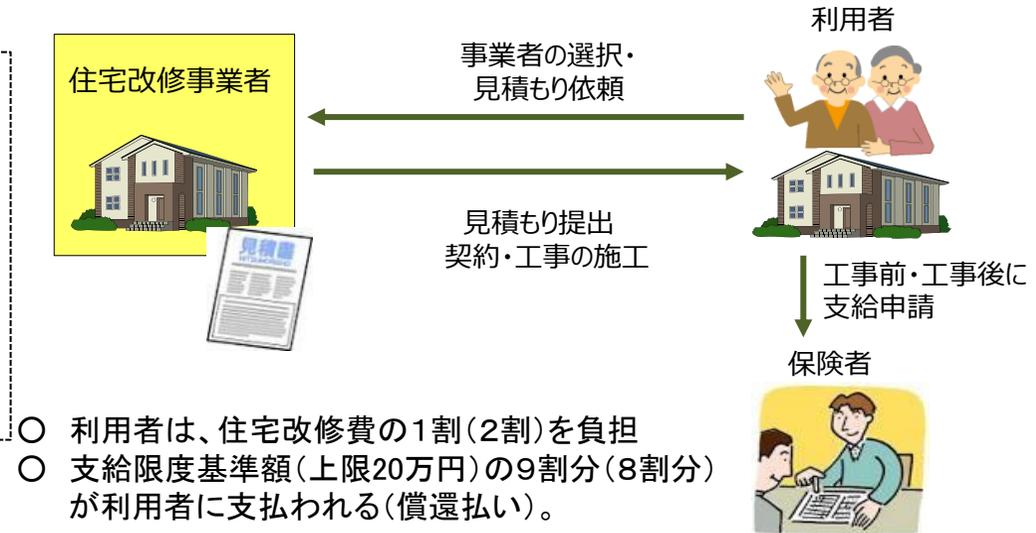
見直しの方向性

住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

住宅改修の仕組み

- 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類（理由書や見積書類）を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。
- 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。

* 住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など



見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対する説明を促進
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

4. 介護ロボットの導入推進について

(1) 介護ロボットの实用化・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズがますます増大する中で、利用者高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から期待されており、昨年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、介護人材確保のための総合的な対策の一つとして、「介護ロボットの活用促進」が明記されているところである。

また、去る6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」においても、「ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上」として、

- ・ 介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う
- ・ 今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する
- ・ ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる

といった内容が盛り込まれたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に沿って、介護ロボットの開発・普及に向けた取組を着実に進めることとしている。

(2) 介護ロボット関係事業

これまでも、経済産業省と連携し、重点的に開発等の支援を行う分野(①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④認知症の方の見守り、⑤入浴支援)を定め、介護ロボット实用化・普及の促進に取り組んできたところである

が、平成 28 年度からは、新たに「介護ロボット開発等加速化事業」を実施しており、介護現場のニーズを介護ロボットの開発内容に反映させることに併せ、効果的な介護技術を構築するなど、各段階で必要な支援を行っている。

本年度においては、以下の介護ロボット関係事業を実施している。

① 介護ロボット開発等加速化事業

介護ロボット等の開発・普及について、介護現場と開発企業の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

＜平成 29 年度当初予算 3.0 億円＞

(ア) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置事業

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について介護現場と開発企業が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属する事業機関を公募の上、介護現場、開発企業による協議会を構成するものである。

(イ) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボット等の開発が促進されるよう、開発の早い段階から試作機器等について、専門職が専門的なアドバイスを行うアドバイス支援、介護現場で実証を行うモニター調査のほか、成果の普及啓発等を行うことにより、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

(ウ) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属し、介護現場や開発企業と連携して取り組むことができる事業機関を公募の上、介護ロボットの導入から実証までを総合的に支援する。

② 介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業

介護従事者の負担軽減を図るため、介護施設等への介護ロボットの導入支援を行うとともに、導入施設等において、介護ロボットを導入した場合の介護業務の効率化・負担軽減効果について実証検証を実施する。

本事業で得られた成果を十分に踏まえた上で、介護報酬等の見直し等について、平成 30 年度介護報酬改定の際に検討することとしている。

＜28 年度第二次補正予算 4.0 億円＞

③ 介護ロボット導入支援事業について

介護ロボットの普及促進策として、平成 27 年度から、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設け、広く一般に介護施設等に介護ロボットが導入されるよう、先駆的な取組について支援を行っている。

各都道府県におかれては、本事業の趣旨を十分踏まえていただき、積極的な実施をお願いしたい。

○「未来投資戦略2017」(抜粋) (平成29年6月9日 閣議決定)

第2 具体的施策

I Society 5.0として目指すべき戦略分野

1. 健康・医療・介護

(2)新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新を活用し、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新しい健康・医療・介護システムの構築

⑤ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。

・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽(けん)引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。(後略)

○「経済財政運営と改革の基本方針2017」(抜粋) (平成29年6月9日 閣議決定)

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

3. 消費の活性化

(2)新しい需要の喚起

①健康・予防分野の需要喚起

(前略)さらに、質の高い健康・医療・介護サービスに対するニーズに応えるため、AIやゲノム情報の活用等による革新的な医薬品、治療法、診断技術や介護ロボット等の開発等を促進する。

介護ロボット開発等加速化事業

○ 平成29年度予算
3.0億円

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

着想
段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

開発
段階

モニター調査
・専門職によるアドバイス支援
・臨床評価
※ニーズに即した製品となるよう支援

上市
段階

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、導入から実証まで総合的に実施

実証成果等の普及啓発
※研修、普及啓発イベント等の実施

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

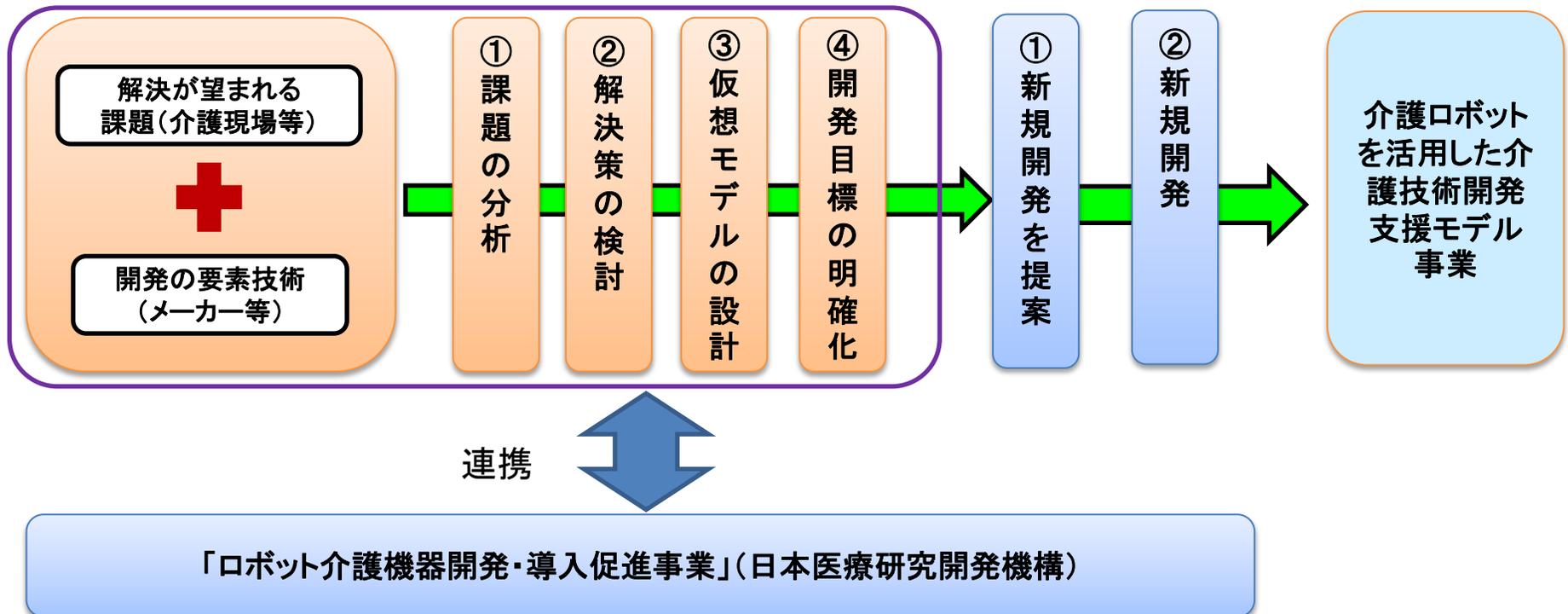
○平成29年度予算
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

○ 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

※ 協議会では、現場のニーズを共有するほか、既存の介護システムの課題分析、解決策の検討を行い、介護現場で効果的に活用される機器の開発に向けた検討を行う。

※ 協議会で取りまとめられた提案は、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(日本医療研究開発機構)と連携を図り、現場のニーズを踏まえた開発に結び付くようにする。

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会



福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

○平成29年度予算
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

【具体的な取り組み内容(平成29年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や
開発等に関する相談
窓口を開設

- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所
等をリストアップし、開発の状態
に応じて開発側へつなぐ。

- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等
について、協力できる施設・事業
所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットに
ついて必要な知識が得られる
よう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修 等



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催 等

介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

○平成29年度予算
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

1. 概要

- 介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
- そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2. 事業内容

- 介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設（介護施設）に派遣。
- 対象機器は、開発重点5分野（①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守支援、⑤入浴支援）を基に選定し、5カ所で実施。
- 事業1カ所当たり1,500万円程度で公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3. 事業の流れ

- ①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
- ②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
- ③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
- ④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
- ⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
- ⑥モデル事業をとりまとめ、関係者への教育、国民・利用者への普及、啓発、広報を行う。



介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業

① 施策の目的

介護ロボットの導入を支援するとともに、導入時における介護業務の効率化・負担軽減効果について検証することを通じて、介護ロボットの活用による生産性の向上の推進を図る。

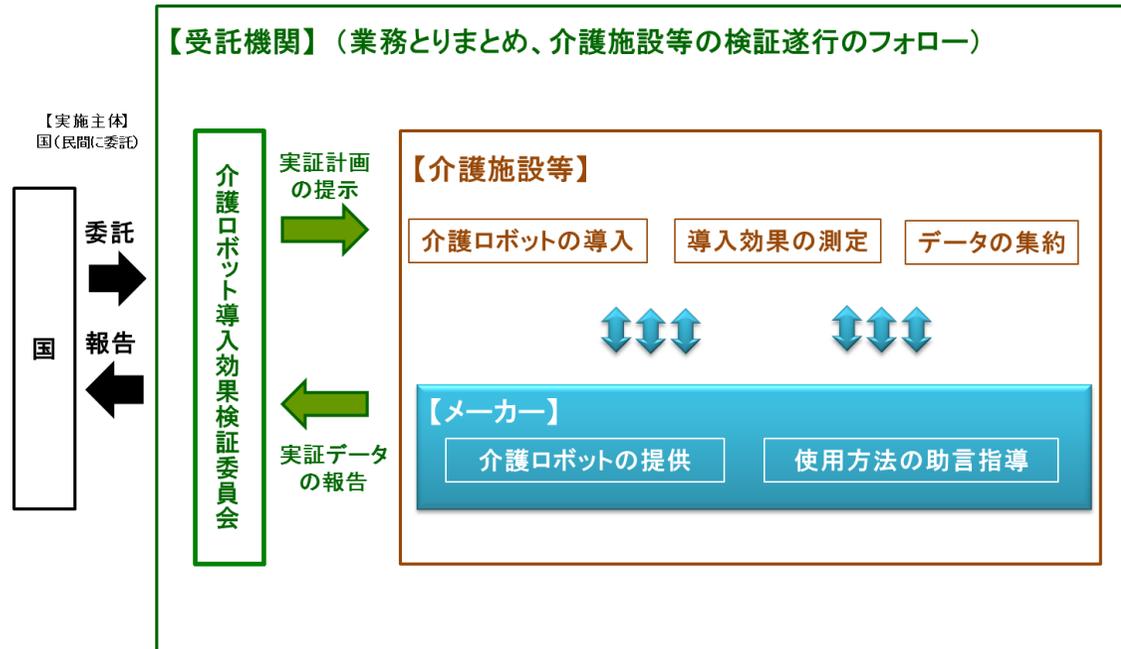
② 施策の概要

介護従事者の負担軽減を図るため、介護施設への介護ロボットの導入支援を行う。
あわせて、導入施設等において、介護ロボットを導入した場合の介護業務の効率化・負担軽減効果について実証検証を行う。

③ 施策のスキーム、実施要件(対象、補助率等)、成果イメージ(経済効果、波及プロセスを含む)等

事業内容

- 介護現場や民間企業などの関係者で構成する「介護ロボット導入効果検証委員会」を立ち上げ、介護ロボットの導入により期待できる介護の負担軽減効果等を検証するための実証計画を策定する。
- 実証計画に基づき、介護施設等に介護ロボットを導入するとともに、導入効果のデータを測定・収集するため、介護ロボットを活用した場合・しない場合の介護業務についてタイムスタディ等を実施する。
- 対象機器は、開発重点5分野(①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守支援、⑤入浴支援)を基に選定する。
- 得られたデータについて「介護ロボット導入効果検証委員会」において分析・検証を行う。



介護ロボットの導入支援事業 (地域医療介護総合確保基金)

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

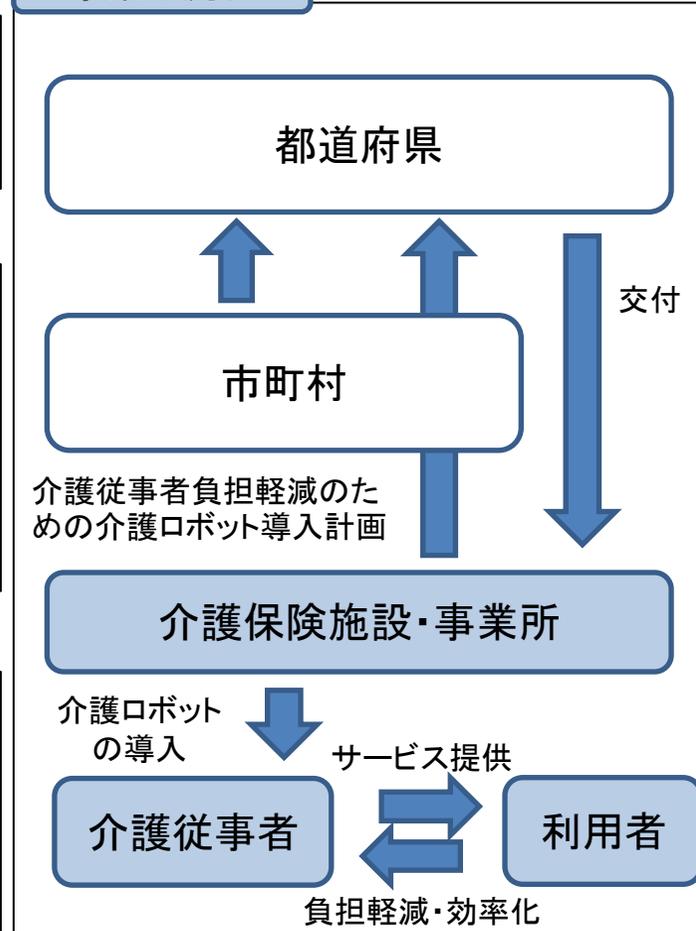
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すこととて他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 補助額
1 機器につき補助額10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- ii 一回当たりの限度台数
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- iii 介護ロボット導入計画との関係
 - 一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



5. 低所得高齢者等住まい・生活支援の実施について

地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保がとりわけ重要であり、特に身寄りのない低所得高齢者などの場合、低廉な民間賃貸住宅等に円滑に入居できる支援を行うとともに、安心して暮らせる地域の体制整備が必要である。

このため、厚生労働省では、平成26年度から低所得の高齢者等を対象に、空き家等を活用した低廉な住まいの入居支援と入居後の見守りなどの生活支援を行うモデル事業（以下「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」という。）を行っており、これらの先進的・効果的な取組について、地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開を図っていくこととしている。

平成29年度から地域支援事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）において、入居に係る支援等の内容がより明確になる。

各都道府県におかれては、居住支援における有効な手段として本事業の活用が可能であることから、これを再度ご了知いただくとともに、管内の保険者への積極的な取組（※）を促すようお願いする。

※ 「シルバーハウジング等に対して、生活指導、安否確認、緊急時の対応を行う生活援助員を派遣する事業」を既に実施している保険者（210保険者）については、これまで培ってきた住宅部局との連携体制や専門性（ノウハウ）を踏まえ、より積極的な対応が期待される。

また、厚生労働省としても、

- ・ 地方ブロック単位における関係機関の取組と連携を図りながら、地方自治体、住宅・福祉関係者が集まる場を開催し、その地域に応じた先進的な取組の発表、関連施策の紹介、意見交換などを行うとともに、
- ・ 引き続き、本取組の全国展開のための課題や有効な手法を抽出・フィードバックできるように支援していく

こととしている。

さらに、本取組を円滑に実施するためには、入居後の生活支援の体制（ソフト面）を整備するだけでなく、低廉な民間賃貸住宅の確保（ハード面）が重要である。

今般、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」（平成29年4月26日公布 半年以内施行）

により、新たな住宅セーフティネット制度の枠組みとして、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援が措置されたところ。

各都道府県におかれては、居住支援協議会等の場を活用することにより住宅部局と連携（※）しながら、管内の保険者に対して、同制度の活用による住宅確保の有効性について周知等をお願いする。

※ 今後、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針」において、介護保険事業(支援)計画と賃貸住宅供給促進計画との調和に努めるべきことを追加する予定。

<参考1> 居住支援全国サミット

(厚生労働省HP) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=418709>

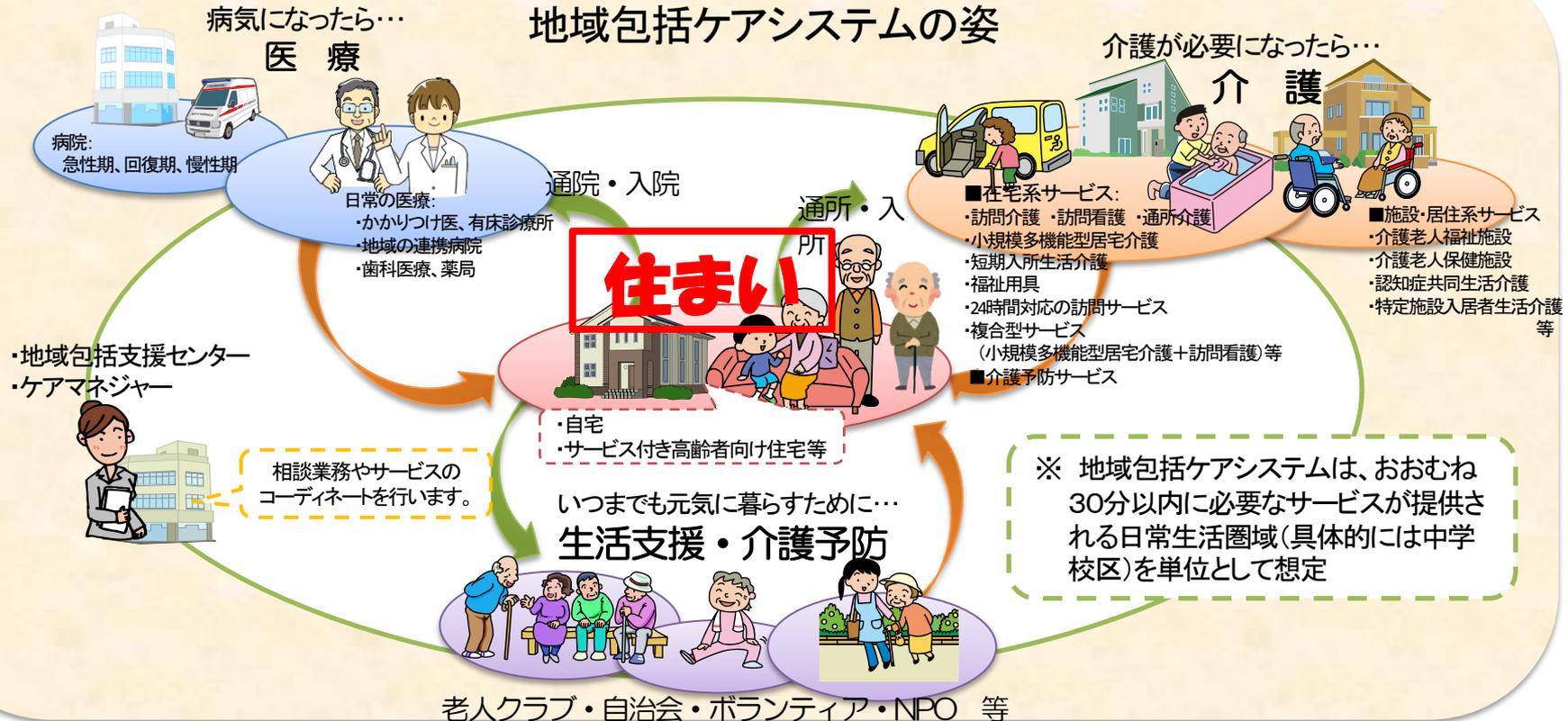
<参考2> 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

(厚生労働省HP) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=404440>

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

地域包括ケアシステムの姿



「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

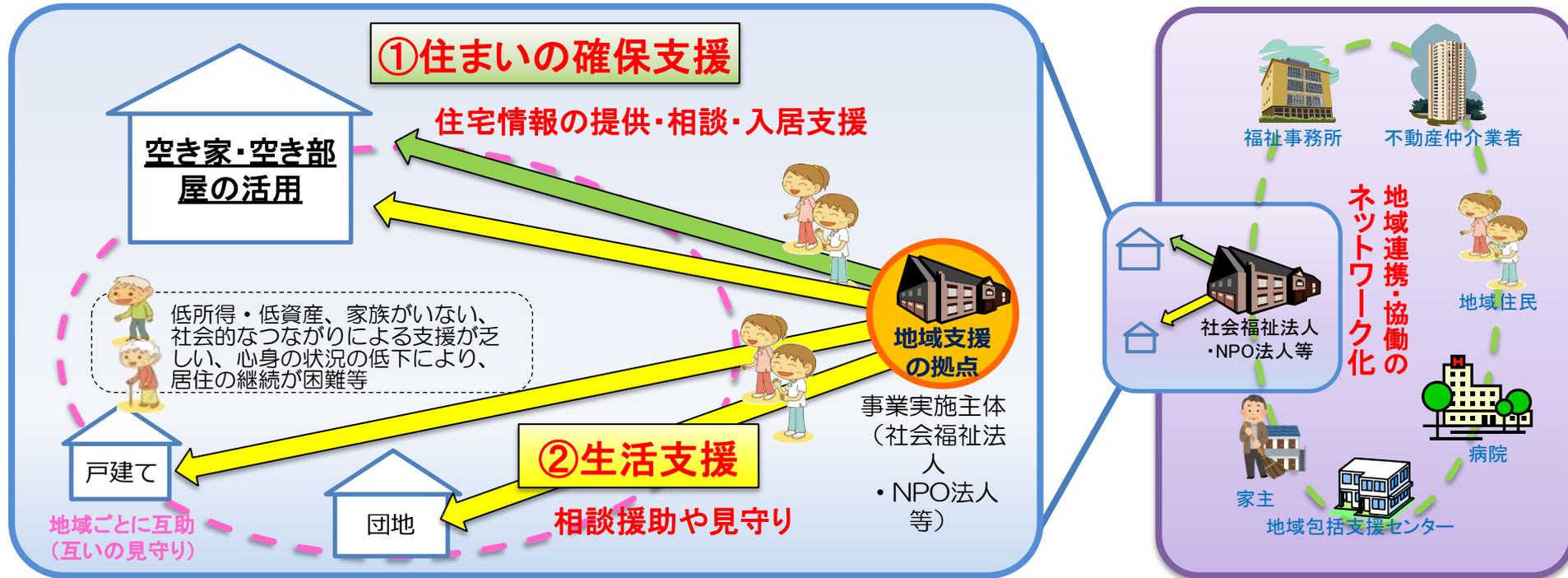
1. モデル事業の概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、**地域連携・協働のネットワークを構築し**、①既存の**空き家等を活用した住まいの確保を支援**するとともに、②**日常的な相談等（生活支援）や見守り**により、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

2. 実施主体 市区町村（社会福祉法人、NPO法人等への委託可能）

※平成28年度現在、15自治体がモデル事業を実施。

（事業のイメージ）



▶ モデル事業で行われている効果的な取組について、全国的な展開を図っていく。

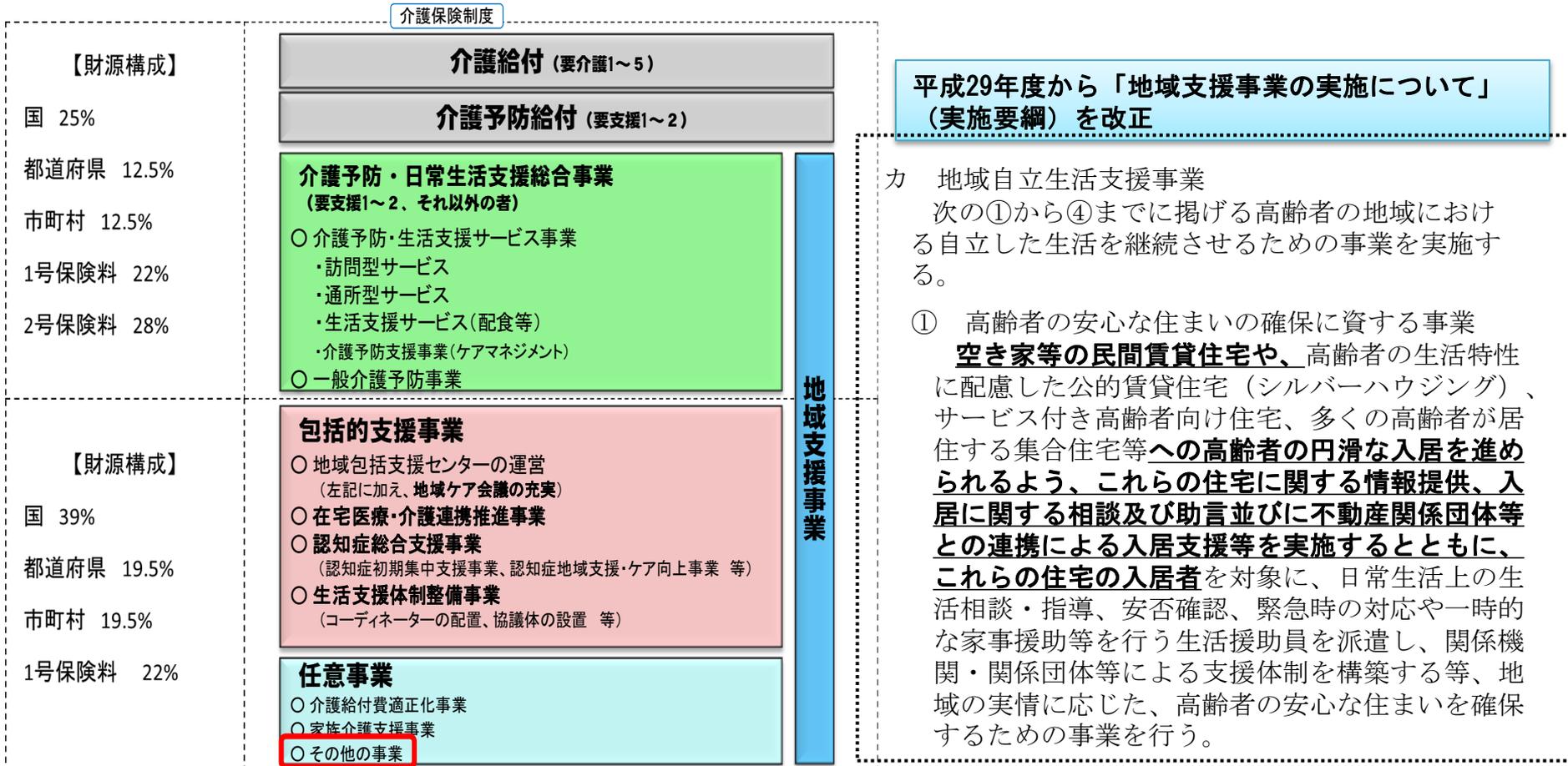
低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施主体等

～いずれの地域でも支援団体、関係機関、住民、行政等によるネットワークが構築されている～

	自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)		自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)
1	北海道 本別町	総合ケアセンター、地域包括支援センター、 町居住支援協議会 、企画振興課、建設水道課、 <u>町社会福祉協議会</u>	8	静岡県 浜松市	市民協働・地域政策課、地域包括支援センター、長寿保険課、市・区社会福祉協議会、 <u>社会福祉法人</u> 、 <u>NP〇法人</u>
2	岩手県 雫石町	総合福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、民生委員、町社会福祉協議会、地域整備課(空き家対策担当)、町内高齢者施設連絡協議会、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>	9	京都府 京都市	市居住支援協議会 (市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、市老人福祉施設協議会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、府不動産コンサルティング協会、住宅供給公社)、 <u>市老人福祉施設協議会が公募・選定した社会福祉法人</u>
3	宮城県 岩沼市	介護福祉課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、民生委員、大手コンビニエンスストア、JA、生協、社会福祉法人、 <u>公益社団法人</u>	10	奈良県 天理市	介護福祉課、地域包括支援センター、不動産業者、 <u>社会福祉法人</u>
4	秋田県 横手市	高齢ふれあい課、民生委員、市社会福祉協議会、医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、建築住宅課、生活環境課、県宅地建物取引業協会、 <u>複数の社会福祉法人</u>	11	福岡県 福岡市	福祉・介護予防課、住宅計画課、 市居住支援協議会 、 <u>不動産会社</u> 、 <u>支援団体</u> 、 <u>市社会福祉協議会</u> ※社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
5	埼玉県 和光市	長寿あんしん課、福祉政策課、市内地域包括支援センター、介護サービス事業者、市内不動産事業者、NPO法人等	12	福岡県 大牟田市	長寿社会推進課、地域包括支援センター、 市居住支援協議会 、障害者相談支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、建築住宅課、不動産仲介業者、 <u>NP〇法人</u>
6	神奈川県 横浜市	福祉保健課、福祉保健センター、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、県高齢社会課、住宅供給公社、 <u>社会福祉法人</u>	13	福岡県 うきは市	保健課、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉法人連絡協議会、介護サービス事業連絡会、ボランティア連絡協議会、ふれあいセンター・福祉部連絡会、住環境建設課、不動産会社、 <u>市社会福祉協議会</u>
7	神奈川県 川崎市	地域包括ケア推進室、住宅整備推進課、 市居住支援協議会 、小規模多機能型居宅介護事業所を運営するNPO法人、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援を行っている企業組合	14	大分県 豊後大野市	高齢者福祉課、地域包括支援センター、医療機関(市民病院)、民生委員、自治委員、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>

①地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っているが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。
- 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行う。**



(参考)高齢者の住まいの確保に資する事業(地域支援事業)の実施状況(27年度実績)

- 保険者は、介護保険料等を財源として地域支援事業を実施しており、その中の1メニューとして、「高齢者の住まいの確保に資する事業」がある。(27年度実績:約280保険者)
- 代表的な事業例として、「シルバーハウジング等に対して、生活指導、安否確認、緊急時の対応を行う生活援助員を派遣する事業」(以下「シルバーハウジング・プロジェクト等」という。)がある。(27年度実績:210保険者)

<シルバーハウジング・プロジェクト等の実施状況>

都道府県		保険者名
北海道	29	江別市、千歳市、函館市、木古内町、長万部町、江差町、小樽市、後志広域連合(赤井川村)、美唄市、砂川市、南幌町、空知中部広域連合、名寄市、鷹栖町、留萌市、北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、雄武町、伊達市、白老町、日高中部広域連合、清水町、更別村、幕別町、釧路市、釧路町
青森県	4	青森市、弘前市、三沢市、平川市
岩手県	3	盛岡市、紫波町、二戸地区広域行政事務組合
宮城県	5	石巻市、白石市、大崎市、柴田町、加美町
秋田県	1	大仙市
山形県	2	山形市、西川町
福島県	6	福島市、国見町、三春町、白河市、会津若松市、郡山市
茨城県	2	ひたちなか市、茨城町
栃木県	3	宇都宮市、栃木市、矢板市
群馬県	2	前橋市、桐生市
埼玉県	4	さいたま市、越谷市、蕨市、鶴ヶ島市
千葉県	3	千葉市、松戸市、習志野市
東京都	7	目黒区、大田区、北区、板橋区、八王子市、東村山市、国立市
神奈川県	9	横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、座間市、綾瀬市

都道府県		保険者名
新潟県	4	新潟市、見附市、妙高市、上越市
富山県	6	富山市、高岡市、上市町、南砺市、黒部市、入善町
石川県	2	金沢市、輪島市
福井県	2	福井市、大野市
山梨県	1	山梨市
長野県	7	長野市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、阿南町、諏訪広域連合
岐阜県	4	岐阜市、郡上市、養老町、御嵩町
静岡県	4	静岡市、浜松市、三島市、長泉町
愛知県	12	名古屋市、豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、西尾市、蒲郡市、江南市、稲沢市、高浜市
三重県	2	伊勢市、大紀町
滋賀県	1	栗東市
京都府	1	京都市
大阪府	11	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、大東市、和泉市、泉南市
兵庫県	13	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、川西市、淡路市、
奈良県	2	奈良市、桜井市
和歌山県	1	和歌山市

都道府県		保険者名
鳥取県	2	鳥取市、境港市
島根県	5	松江市、出雲市、益田市、浜田市、江津市
岡山県	3	岡山市、備前市、倉敷市
広島県	5	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市
山口県	6	下関市、宇部市、山口市、萩市、岩国市、周南市
徳島県	4	徳島市、阿南市、吉野川市、石井町
香川県	1	高松市
愛媛県	2	松山市、東温市
高知県	2	高知市、梼原町
福岡県	4	北九州市、飯塚市、中間市、小郡市
佐賀県	1	鳥栖地区広域市町村圏組合
長崎県	1	松浦市
熊本県	3	熊本市、八代市、玉名市
大分県	4	中津市、日田市、佐伯市、竹田市
宮崎県	2	延岡市、日向市
鹿児島県	9	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、指宿市、日置市、霧島市、姶良市、和泊町
沖縄県	3	那覇市、沖縄市、沖縄県介護保険広域連合

合計 210保険者

(参考)介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針(案)

- 介護保険事業(支援)計画と市町村賃貸住宅供給促進計画との調和に努めるべきことを追加。
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携において、「居住支援協議会等の場の活用」や「適切な入居支援と入居後の生活の支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいの活用」が重要であることを追加。

社会保障審議会介護保険部会(第72回)平成29年6月21日資料(関係部分抜粋)

(5)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定める市町村賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること。

(5)高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図り定めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。

さらに、居住支援協議会等の場を活用することにより、適切な入居支援と入居後の生活支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要である。

※ 本資料は現時点での案をお示しするものであり、今後、介護保険部会での議論等により変更があり得るものである。

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長

社会・援護局

保護課長

地域福祉課長

地域福祉課 生活困窮者自立支援室

長

障害保健福祉部長

障害保健福祉部 障害福祉課長

老健局長

老健局

高齢者支援課長

雇用均等・児童家庭局長

雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>

住宅局長

住宅局審議官

住宅局

住宅政策課長

住宅総合整備課長

住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長

安心居住推進課長

土地・建設産業局長

土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告
- ・意見交換

※第2回は平成29年2月27日、第3回は6月29日に開催。



第1回連絡協議会の様子



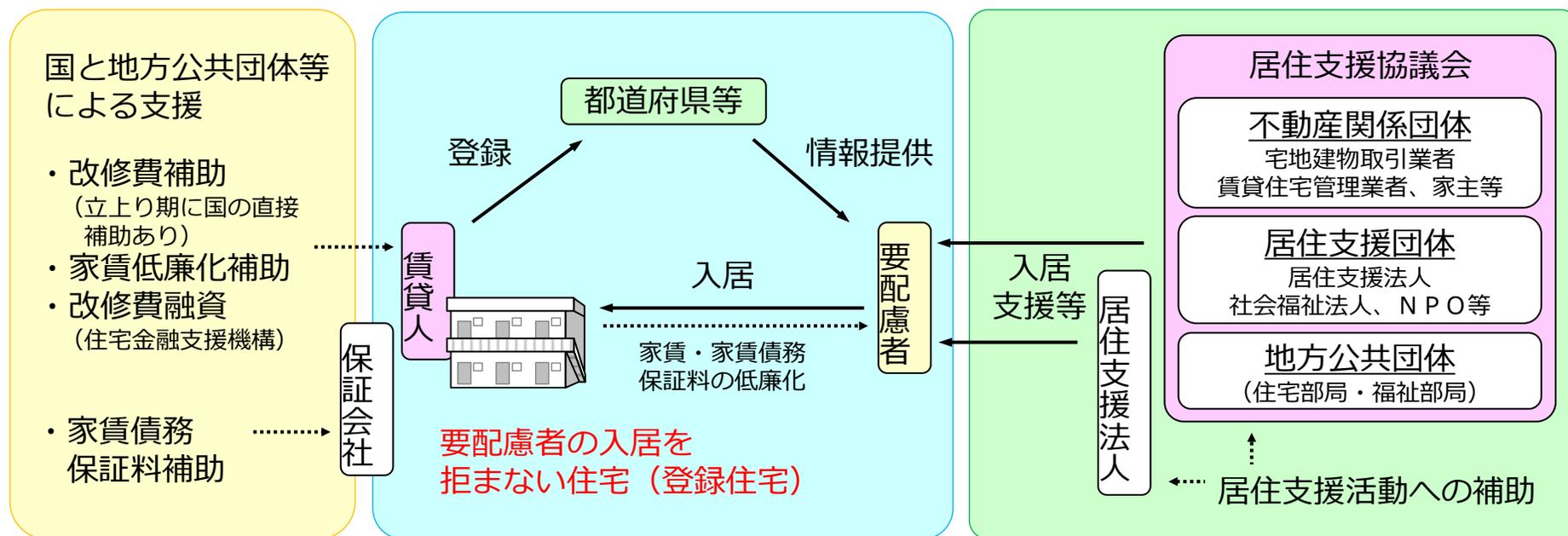
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 半年以内施行）

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



1. 登録住宅の改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

① 登録住宅に対する改修費補助【予算】

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金】：国 1 / 3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】：国 1 / 3 + 地方 1 / 3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準 (特に補助金) について一定要件あり

② (独) 住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限 2 万円 / 月・戸) ② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限 3 万円 / 戸)
補助率	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (地方が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり

1. 都道府県による居住支援法人の指定【法律】

- ・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談【法律】

3. 居住支援活動への支援措置等【予算】

- ・補助対象：居住支援協議会等の活動支援等 補助率：国定額（国の直接補助）

4. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

- ① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに
（独）住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加【法律・予算】

- ・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録（省令等で規定）
※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口の設置、契約時の重要事項説明・書面交付ほか

- ② 居住支援法人による家賃債務保証の実施【法律】

5. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき 代理納付※の要否を判断するための手続を創設【法律】

- ※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

登録基準

- 規模
 - ・床面積が一定の規模以上であること
 - ※ 省令で最低居住面積（原則25㎡）以上と定める予定
 - ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準
 - 構造・設備
 - ・耐震性を有すること
 - ・一定の設備（便所、台所、洗面、浴室等）を設置していること
 - 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
 - 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること
- 等
- ※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能
 - ※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅の基準

- 住宅全体
 - ・住宅全体の面積
15㎡ × N + 10㎡以上
(N:居住人数、N ≥ 2)
- 専用居室
 - ・専用居室の数は、1人1室とする
 - ・専用居室の面積
9㎡以上（造り付け収納の面積を含む）
- 共用空間
 - ・共用空間に、台所、食事室（囲らんできる場所）、便所、浴室（シャワー室でも可）、洗面所、洗濯室を設ける
 - ・便所、浴室（シャワー室でも可）、洗面所を、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける